

## 公益財団法人青森学術文化振興財団役員等の費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人青森学術文化振興財団（以下「財団」という。）の役員及び評議員の受ける費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 役員及び評議員が理事長の命又は依頼を受けて旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、その支給額は、青森市の例によるものとする。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成4年7月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成24年7月1日から実施する。